

資料1(1)(2)-3 水道料金及び下水道使用料の減免を実施したときの利用者への効果

① 基本料金の減免

水道料金			下水道使用料			上下合計 減免適用額 円(税込)
用途	口径 mm	基本料金 円(税込) 減免適用後の請求額	用途	基本料金 円(税込) 減免適用後の請求額	減免適用後の請求額	
一般用	13	1,760	一般用	1,166	0	2,926
	20	2,200				3,366
	25	2,860				4,026
	30	8,800				9,966
	40	17,600				18,766
	50	35,200				36,366
	75	44,000				45,166
	100	88,000				89,166
	150	132,000				133,166
公衆浴場	全口径	4,400	公衆浴場	9,900		14,300

※水道料金及び下水道使用料の基本料金の全額減免（臨時用の水道料金は除外）

② 一般的な家庭の料金減免例

(例) 口径20mmの水道メーター、2カ月で40m³の水道を使用した場合の減免前後の請求額

税込							
水道料金	減免前	基本料金	2,200円	従量料金(40m ³)	3080円	合計	5,280円
	減免後	基本料金	0円	従量料金(40m ³)	3080円	合計	3,080円
						減免額	2,200円
下水道使用料	減免前	基本料金	1,166円	従量料金(40m ³)	2,530円	合計	3,696円
	減免後	基本料金	0円	従量料金(40m ³)	2,530円	合計	2,530円
						減免額	1,166円
						減免額合計	3,366円

③ 検針と料金の請求について

- ・基本料金のみを減免とし、従量料金分はお支払いいただきます。
- ・「8月検針分」とは、前回6月の検針から今回の検針までの間、2か月間にご使用になった水量を検針するものです。
- ・「9月検針分」とは、前回7月の検針から今回の検針までの間、2か月間にご使用になった水量を検針するものです。
- ・「8月検針」は主に右岸地区と西谷地区を検針します。そのうち8月上旬に検針する区域は8月中に料金を請求させていただきます、8月中旬に検針する区域は9月上旬に料金を請求させていただきます。
- ・「9月検針」は主に左岸地区を検針します。そのうち9月上旬に検針する区域は9月中に料金を請求をさせていただきます、9月中旬に検針する区域は10月上旬に料金を請求させていただきます。